



国立大学法人

熊本大学



第35回東京国際映画祭共催企画
第12回MPAセミナー
(2022.10.26)

Session 2

憲法学者の懸念への返答

熊本大学法学部

大日方信春



1. 海賊版ブロッキングは検閲ではないか。

(1) 2018（平成30）年4月の「緊急対策」は、政府が特定のサイトを名指しして、媒介者にブロッキングを促すものであった。

→ 政府が私人に検閲を肩代わりさせる**疑似検閲（間接的検閲、許されない表現事前規制）**ではないか。

①行政権が主導、②表現内容の善し悪しの判断に基づいている、③表現禁止の効果をもつ。

(2) 判例によると、①司法裁判所により、②当事者の申請に基づき、③私法上の権利保護の必要性を判断して発せられるものは、検閲にはあたらない（最高裁昭和61年大法廷判決）。

→ この判例に沿うブロッキングの要件・手続を法律で定めて実施する**司法的ブロッキング**は**検閲にはあたらない**。





2. ブロッキングは通信の秘密を侵害するのでは

(1) **通信の秘密の保護法益はプライバシー**であろう。

(2) 判例上認められた「プライバシー」の内容

① 人格権（人格的利益）としてのプライバシー

▶ 私的な事柄、通常知られたくない、まだ知られていない。

② 個人情報同意なく取得・利用等されない利益

③ 保有個人情報の適正管理を求める利益

▶ 情報自体は情報主体が任意に提供している。

(3) ブロッキングで侵害されるという通信の秘密が保護しているプライバシーは**③の類型のプライバシー**であろう。

→ 利用個人情報が限定されていて、かつ、目的外利用を制度として禁止する仕組みが規定されているブロッキングは③のプライバシーを侵害しない = **通信の秘密を侵害しない**。



3. ブロッキングは表現の自由を侵害するのでは

(1) **海賊版サイト運営者の表現の自由（表出の自由）は観念できない。**

(2) サイト利用者の自由（受領の自由、知る自由）

① 違法・有害情報であってもそれが公共の利害に関するものである場合には違法性が阻却される（例・公人に対する名誉毀損）。

② **海賊版受領者の自由は観念できるか → できない。**

→ 違法にUPの著作物をDLする自由は観念できない（DL違法化）。閲覧だけでも違法にUPされていることからの反射的利益。

(3) **「滑り坂理論」は杞憂**であろう。

→ 名誉毀損表現、プライバシー侵害表現にはそれらを保護すべき対抗利益（公人批判等）が防波堤となる。



ご静聴ありがとうございました

この講演は科学研究費助成事業（基盤研究(c)：課題番号20K01297）による成果の一部です。



国立大学法人

熊本大学